

## 津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

平成29年3月31日訓第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、農用地における耕作及び農用地等の適切な維持管理（以下「農業生産活動等」という。）並びに環境整備及び体制整備を支援することにより、当該中山間地域等における耕作放棄の発生防止及び多面的機能の確保を図るため、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）及び津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき交付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の交付金は、「中山間地域等直接支払交付金」（以下「交付金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 交付金は、本市の区域内における実施要領第4の1(1)から(3)まで及び(9)に規定する地域において、実施要領第6の2(1)の集落協定（以下「集落協定」という。）に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対し、これを交付するものとする。

(交付対象農地)

第4条 交付金の算定対象となる農地は、本市の区域内における農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の規定に基づき津市農業振興地域整備計画において定められた農用地区域をいう。）に存する1ヘクタール以上の面積を有する一団の農用地であって、実施要領第4の2(1)から(5)までのいずれかの基準を満たすもの（以下「交付対象農地」という。）とする。

(交付金の額)

第5条 交付金は、交付対象農地の面積に10アール当たり21,000円を乗じて得た額とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

る。ただし、集落協定における農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しないと認められる場合における交付金は、交付対象農地の面積に10アール当たり16,800円を乗じて得た額を限度とする。

(実績の報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、交付対象活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成29年4月1日から施行する。